

# 令和8年度の町の国民健康保険税の税率 および賦課限度額を決定しました

## ■国民健康保険の税率等のお知らせ

国民健康保険は、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、平成30年度から都道府県と市町村が共同して運営をしています。

県が財政運営の主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金を決定するとともに、市町村ごとの標準保険料率を算定します。町は県が算定した標準保険料率を参考に、国保事業費納付金を納めるために必要となる町の国保税の税率等を決定します。

この度、令和8年度の標準保険料率と国保事業費納付金額が県から示されましたので、その納付金を納めるために必要な財源となる町の国保税の税率等をお知らせします。

## ■納税通知書は6月中旬に発送

令和8年度の国保税の税額については、6月中旬に町税務課から送付する納税通知書でご確認ください。

## ▼お問い合わせ先

町税務課

☎096-234-1112

## 令和8年度の国民健康保険税の税率および賦課限度額

	①医療給付費分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分 (40～64歳の人のみ)	④子ども・子育て分 (令和8年度新設)
所得割	8.55%	2.9%	2.68%	0.25%
均等割 (一人につき)	2万8,500円	1万円	1万8千円	1,500円 (18歳以上のみ)
平等割 (世帯ごと)	2万2千円	8千円	—	—
賦課 限度額	67万円	26万円	17万円	3万円

※太字は、新設および前年度から変更となった税率

## ねんきん情報

＼学生だから納付が大変、でも大丈夫／

## 国民年金保険料の学生納付特例制度

20歳以上の方は原則、国民年金への加入と国民年金保険料を納めることが義務となっています。保険料を納めないと、老後の年金だけでなく障害や死亡といった不測の事態が起きた時に、年金を受け取ることができない場合があります。

保険料を納めることが経済的に難しい場合、学生の方には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### ●学生納付特例の対象者

特例を受けようとする年度の前年の所得が一定以下の学生（家族の方の所得の多寡は問わない）

### ●必要書類

- ・基礎年金番号通知書のコピーまたは年金手帳（氏名の記載ページ）のコピー等
- ・マイナンバーカード

※在学期間がわかる在学証明書（原本）または学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）の写し

※窓口や郵送、マイナポータルを利用した電子申請も可能です。

### ●追納について

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納をすることをお勧めします。

### 【申請・お問い合わせ先】

- ・町住民生活課

☎096-234-1113

- ・熊本東年金事務所

☎096-367-8144（自動音声案内）

## 令和7年8月豪雨災害義援金の配分申請を受け付けています

「令和7年8月豪雨災害」により全国から寄せられた義援金のうち、県を通じて本町に配分された義援金について、下記のとおり配分申請を受け付けています。

- 申請受け付け時間  
午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）
  - 申請受け付け場所  
町住民生活課保険係窓口
  - 申請期限  
5月29日（金）
  - 申請に必要なもの
    - ①義援金申請書（申請受付窓口、町公式ウェブサイトから入手できます）
    - ②窓口に来た人の身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）の写し
    - ③申請者名義の預金通帳（キャッシュカード）の写し
    - ④【死亡者の申請】申請者が遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）  
【重傷者の申請】1か月以上の治療を要することが分かる書類（医師の診断書等）
- ※人的被害の配分申請をされる際は、事前にご相談ください。

### ■「令和7年8月豪雨災害」による義援金配分対象および配分額

対象被害		熊本県義援金 1人（世帯）当たり配分額	甲佐町義援金（目安） 1人（世帯）当たり配分額
人的被害	死亡者	27万円	10万円
	行方不明者	27万円	10万円
	重傷者	2万7千円	1万円
住家被害	全壊	27万円	10万円
	大規模半壊	20万2,500円	7万5千円
	中規模半壊	13万5千円	5万円
	半壊	8万1千円	3万円
	準半壊	2万7千円	1万円
	一部損壊	1万円	3千円
	やむを得ず被災により住家を解体した世帯	—	10万円

- ※「重傷者」とは、災害により負傷し、医師の治療を受け、1か月以上の治療を要する方です。被災に直接起因しない場合は対象となりません（被災後の後片付け作業中の骨折などの2次災害は対象外）。
- ※「住家」とは、生活の本拠として居住のために実際使用している建物です（倉庫や納屋、事業所等は対象外）。
- ※住家被害の区分は、町が発行する災害証明書に記載されている区分となります。
- ※今回の配分は太枠部分の「熊本県義援金」です。
- ※甲佐町義援金の配分額は目安です。町災害義援金配分委員会が正式な金額を決定後、追加配分を行う予定です。

●申請受け付け・お問い合わせ先  
町住民生活課 ☎096-234-1113

●町公式ウェブサイト  
令和7年8月豪雨災害義援金▶



# くらしの情報

LOCAL NEWS &  
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問い合わせ先にご確認ください

## お知らせ

### 町指定ごみ袋の値上げについて

中東情勢や物価高騰などの影響により、販売店が購入する町指定ごみ袋の価格が6月1日(月)から値上げになります。これに伴い、販売店での販売価格の値上げが予想されます。住民の皆様、販売店の皆様にはご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### お問い合わせ先

町環境衛生課

☎096-234-1169

### 雨水浸透ます等の設置補助

町では、雨水浸透ます等の設置補助を行っています。

### 補助対象となる施設

・雨水浸透ます⇨雨水を地下へと浸透させることを目的として作られた、形状が直径250<sup>mm</sup>以上の装置  
・雨水貯留タンク⇨貯留した雨水を飲用以外の散水等として利用するための施設で、雨水を50<sup>ℓ</sup>以上貯留できるもの

### ▼補助金の額

・雨水浸透ます⇨1基当たり2万円  
または設置費のいずれか少ない額  
(設置個所は4基が上限)

・雨水貯留タンク(容量200<sup>ℓ</sup>以上)

1基当たり設置費の2分の1

上限3万5千円(1世帯1基まで)

・雨水貯留タンク(容量200<sup>ℓ</sup>未満)

1基当たり設置費の2分の1

上限2万4千円(1世帯1基まで)

詳しくは、町環境衛生課までお尋ねください。

### ▼お問い合わせ先

町環境衛生課

☎096-234-1169



## お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場  
096-234-1111 (代表)
- ❖ 甲佐町保健福祉センター  
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会  
(町生涯学習センター)  
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター  
096-234-0755
- ❖ 町民センター  
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家  
(社)甲佐町社会福祉協議会  
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合  
(クリーンセンター)  
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署  
096-282-1955
- ❖ 御船警察署  
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合  
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局  
096-282-2111 (代表)
- ❖ 県御船保健所  
096-282-0016
- ❖ 県庁  
096-383-1111 (代表)

## 透水性舗装整備補助制度

町では、雨水の流出抑制による河川の負担軽減を行うことで安全・安心なまちづくりを推進するため、透水性舗装整備事業に関する費用の一部を補助します。

### ▼補助対象者

・土地および建物の所有者または使用者

・町税の滞納がない個人、会社、団体

・町住宅地開発行為支援補助金の交付を受けていない者

### ▼対象となる工事

・透水性舗装  
敷地内に降った雨水を地中に浸透させる特殊な舗装

### ・設置場所

・駐車場、広場、資材置き場など  
・面積

10平米以上

舗装の種類・構成等の詳細は、町建設課にお尋ねください。

### ▼補助金の額

次のいずれか低い額に3分の2を乗じた額(千円未満切り捨て)

①補助対象事業に要する経費の額

②1平米当たり3千円を乗じて得た額

※補助限度額は100万円

### ▼注意事項

・補助金の交付決定後に交付対象事業に着手すること。

・交付対象事業の内容を変更しようとする場合は、町長の承認を受けること。

補助申請を希望する場合は、事前に町建設課までお問い合わせください。

### ▼お問い合わせ先

町建設課

☎096-234-1183



「第75回あゆまつり」は  
10月18日(日)開催

「あゆまつり」は、例年7月下旬に開催し、町内外から多くの来場者を集める甲佐の夏のイベントとして長年にわたり親しまれてきました。

一方で、近年の災害級の酷暑が続き、熱中症警戒アラートが何度も発令され、令和7年度においては、「あゆまつり実行委員会熱中症対策活動指針」を策定し、各種イベントの時間短縮や催しの制限などの対策を講じたところです。

しかしながら、参加者から人命等も含めた熱中症に対する心配の声を多数いただいたことから、あゆまつり実行委員会において開催時期の検討を重ねてまいりました。その結果、実行委員会において、第75回あゆまつりを10月18日(日)に開催することが決定されました。

これまで7月下旬の開催を前提に予定いただいていた皆様には御迷惑をおかけいたしますが、事情を御理解をいただき、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

▼お問い合わせ先

町地域振興課

(あゆまつり実行委員会事務局)

☎096・234・1154

県立図書館からのお知らせ

いつでもどこでも県立図書館の本の貸出予約ができます

県立図書館では、「インターネット予約貸出サービス」を行っています。

スマートフォンやパソコンからいつでもどこでも県立図書館の本の貸出予約ができ、最寄りの図書館等で貸し出し資料の受け取りや返却ができます。

●利用できる人

県立図書館の貸出カードをお持ちの人で、MYライブラリで事前にメールアドレスを登録した人  
※貸出カードはオンラインでも申請できます。

●利用方法

①右の二次元コードから

MYライブラリにログイン▶



②借りたい本を検索

③登録したアドレスに受け取り可能メールが届く

④受け取り指定した図書館等で借りる

●貸出・予約冊数

1人10冊まで

●貸出期間

県立図書館受け取りの場合は2週間  
その他受取館は3週間(配送期間含む)

●取り置き期間

県立図書館窓口の場合、メール送信から7日  
その他受取館は、メール記載の返却期限日まで

●返却場所

受取館または県立図書館

詳しくは、県立図書館ホームページをご覧ください。

県立図書館ホームページ▶



【お問い合わせ先】

県立図書館 ☎096-384-5000

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	3月	年累計
人身事故	0	1
物損事故	13	40
盗難など	2	2

3月31日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	
	4月	年累計
家屋	0	1
原野	0	3
その他	0	0
合計件数	0	4

4月15日現在

tax

町税などの滞納処分(3月分)

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	4件
公売回数	0回
公売件数	0件
滞納処分関連収入	588,134円

## お知らせ

### 道路占用料の改定について

道路占用料は、占用者負担の公平性を確保するとともに県の算定基準との整合を図るため、県条例に準じた内容に見直しています。

町の道路占用料について、4月1日に改定しました。単価については、町公式ウェブサイトをご覧ください。

#### ▼お問い合わせ先

町建設課

☎096・234・1183



### 木造住宅の耐震診断・改修の費用を補助します

町では、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事などの費用の一部を補助しています。能登半島地震による甚大な被害状況を受け、県からの支援により令和8年度まで耐震診断、耐震改修、建替えについて補助金額を増額、すべての事業について、対象となる住宅を平成12年5月31日までに着工した住宅としました。

#### ▼対象となる住宅

次の要件をすべて満たすもの

・現に住宅所有者の居住の用に供さ

れているもの

・在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的工法によって建築された地上階数が3以下のもの

・平成12年5月31日までに着工したもの、または平成28年熊本地震により被災した住宅であることが確認できるもの

・過去に同一事業の補助を受けていないもの

#### ▼対象者

住宅の所有者で、税金などの滞納がない者

#### ▼補助内容

①耐震診断費補助

②耐震改修設計・耐震改修工事一括

③建替え設計・建替え工事一括

④耐震改修設計費

⑤耐震改修工事

⑥耐震シエルト工工事費補助

各補助額については、町公式ウェブサイトをご覧になるか、お問い合わせください。

#### ▼申し込み期限

9月30日(水)午後5時

※土・日曜日および祝日を除く。

※本補助事業を申請する場合は、町建設課への事前相談が必要です。

#### ▼申し込み・お問い合わせ先

町建設課

☎096・234・1183



### 自衛隊への情報提供除外申請を受け付けています

本町では、自衛隊熊本地方協力本部から自衛官および自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報の提供依頼があった場合、法令に基づき、自衛隊へ募集対象者情報(氏名、住所、生年月日、性別)の提供を行っています。

自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に關し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されています。

なお、提供する情報については、自衛隊において適切に保管することとはもとより、募集事務以外の用途に使用しないこととしており、厳正に管理がなされています。

この自衛隊への情報提供を希望されない方は、本人または保護者の方等から除外申請を行っていただくことで自衛隊へ提供する情報から除外します。

除外を希望する人は、郵送または窓口で申請してください。

#### ▼情報提供の対象となる人

町内に住民登録している人のうち  
①平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの人、②平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの人

#### ▼除外申請受付期限

6月15日(月)

申請に必要なものは、町公式ウェブサイトをご覧になるか、町危機管理防災課にお尋ねください。

#### ▼申請・お問い合わせ先

町危機管理防災課

☎096・234・1167



## 募集

### 道路維持管理作業員

町では、会計年度任用職員を次のとおり募集しています。

#### ▼募集職種

道路維持管理作業員 1人

#### ▼職務内容

町道などの道路維持管理における除草作業および軽作業  
(建設課および庁内一円)

#### ▼勤務日数

4月～11月(月17日以内)  
12月～3月(月13日以内)

▼勤務時間

平日午前8時30分～午後5時15分

▼報酬・福利厚生

- ・日額 1万309円（昇給あり）
- ・基本報酬月額 17万5253円（月17日勤務の場合）
- ・賞与（期末手当、勤勉手当）は年2回支給

※報酬や賞与については、出勤日数や勤務日数によって変動があります。

- ・通勤手当は通勤距離に応じて支給
  - ・社会保険あり
  - ・有給休暇あり（年10日）
- ※有給休暇は勤務日数や継続勤務期間などによって異なります。

▼資格要件

- ・自動車の運転ができる人
- ・草刈り機を使用できる人
- ・自家用車および草刈り機を所有する人

70歳以下の人

▼応募方法

町指定様式の履歴書および資格を証する免許証の写しを町建設課にご提出ください。

▼お問い合わせ先

町建設課

☎096-234-1183



くらし安全

詐欺を一掃！  
ワルモン対策隊

「ワルモン対策隊」とは、県内の「電話で『お金』詐欺」被害を防止するため、防犯講話や各種イベント、住宅訪問等を通じて、あなたに合った詐欺対策を講じ、あなたの携帯電話や固定電話の防犯力を高めます。

▼電話の防犯力を高める対策

- ・国際電話利用休止申し込み
  - ・常時留守番電話設定
  - ・防犯電話機設置
  - ・通話スクリーニング設定
  - ・ゆっぴー安心メール登録
  - ・詐欺被害模擬体験提供
  - ・詐欺対策アプリ登録
- ワルモン対策隊の講話やイベント参加等のご要望はこちらまで

▼「電話で『お金』詐欺」ホットライン（平日午前8時30分～午後5時）

☎096-381-2567

▼公益社団法人熊本県防犯協会連合会（平日午前9時～午後4時）

☎096-371-3293

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎096-282-1110

## 犬を飼っている人は登録と狂犬病予防注射を受けましょう

■犬を飼い始めたら登録が必要

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬を飼い始めたら、30日以内に登録と狂犬病予防注射を受けることが必要です。登録は犬の生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回受けなくてはなりません。

犬の登録は、町環境衛生課（町水道管理センター内）で行えます。

●登録料

1頭につき3千円

■春の狂犬病予防注射を実施します

令和8年度の春の集合狂犬病予防注射の実施を5月18日（月）～21日（木）、24日（日）に予定しています。登録が済んでいる犬の場合は、飼い主に対してお知らせと問診票を送付します。

新しく犬を飼う人には、回覧などでお知らせします。

また、狂犬病予防注射は動物病院などで受けることができます。動物病院などで予防注射を受けた場合は、町環境衛生課にて狂犬病予防注射済票交付申請の手続きをお願いします。

●対象

生後91日以上経過している犬

■犬の登録事項変更について

犬の転居や譲渡および犬が死亡したときなど、犬の登録事項に変更が生じた場合は、手続きが必要となります。ご不明な点は、町環境衛生課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

町環境衛生課（町水道管理センター内）

☎096-234-1169

